

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字宮前、大字上伊草字五反田、大字上伊草字後野、大字上伊草字天神、大字上伊草字壁ヶ谷戸、大字平沼字西、大字平沼字本村前、大字中山字蛭田及び大字飯島字榎戸の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町まち整備課

四 縦覧期間

令和七年十月七日から令和七年十月二十一日まで